
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.186 2019/8/5

1 と畜・食鳥検査等に関する実態調査の結果について

8月2日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、平成30年度実績を集計したものでその主なものは次のとおり。

- ・と畜場数 一般と畜場174 簡易と畜場3 計177
- ・と畜頭数 牛1,061,403 馬9,763 豚16,411,263 めん羊5,164、山羊3,677
- ・食鳥処理場数 大規模食鳥処理場146 認定小規模食鳥処理1,739 計1,885
- ・処理羽数 ブロイラー721,601,064 成鶏96,065,985 その他2,430,060
計820,097,109

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000534864.pdf>

2 ベーコン類等、熟成ハム類等、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ及びチルドミートボールの日本農林規格の一部改正について

JIS法改正により、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」に用語改正された。これに伴い、JAS関係告示等において当該用語を用いている箇所が令和元年6月27日付で改正された。

「日本工業規格」から「日本産業規格」に用語改正された箇所は次のとおり。

- ・ベーコン類（3箇所）：第5条（測定方法）中「(1)ケルダール法」の注1～注3
- ・ハム類（3箇所）：第6条（測定方法）中「(1)ケルダール法」の注1～注3
- ・プレスハム（4箇所）：第4条（測定方法）中「1水分」の「2 測定(1)ア」及び「3 でん粉含有率」の注1～注3
- ・ソーセージ（4箇所）：第4条（測定方法）、「1水分」の「2 測定(1)」及び「3 でん粉含有率」の注1～注3
- ・熟成ハム類（3箇所）：第5条（測定方法）中「(1)ケルダール法」の注1～注3
- ・熟成ソーセージ類（1箇所）：第5条（測定方法）中「2 測定(1)ア」
- ・熟成ベーコン類（3箇所）：第5条（測定方法）中「(1)ケルダール法」の注1～注3
- ・ハンバーガーパティ（3箇所）：第3条「表示の方式等」、第4条（測定方法）「2 脂肪の抽出(1)」、注2
- ・チルドハンバーグステーキ（2箇所）：第4条（測定方法）、「粗脂肪」中「2 脂肪の抽出(1)」、注2
- ・チルドミートボール（2箇所）：第4条（測定方法）中「(2)脂肪の抽出ア」、注2

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kokujikaisei-108.pdf